ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

事業等の概要

- ✓ （独）中小企業基盤整備機構は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発等に係る設備投資等を行う事業（ものづくり事業）を実施する**中小企業等**（事業主体）に対して、全国中小企業団体中央会（**中央会**）を通じて補助金を交付する**ものづくり補助事業**（注1）を実施　（注1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- ✓ 事業主体は、賃上げ要件としてものづくり事業完了後、3～5年の期間（事業計画期間）の毎年度の事業場内最低賃金を、地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（**事業場内最低賃金要件**）などを満たす必要あり
- ✓ 中央会は、事業主体から提出された**事業化状況報告書**、賃金台帳の写し等を確認し、毎年3月時点で上記要件が未達成の場合、原則、補助金の一部返還を求める。ただし、基準年度（注2）からの付加価値額増加率（注3）が1.5%未満の場合（**付加価値額増加率免除条件**）等は返還を求めない
 （注2）ものづくり事業完了日を含む事業年度の前事業年度　（注3）事業主体の事業全体の営業利益、人件費、減価償却費の合算額に係る年平均増加率
- ✓ ものづくり事業の完了予定日と補助金の額の確定日が事業主体の事業年度をまたぐ場合、事業計画書の**基準年度を修正**
- ✓ 機構は、令和8年度から、賃上げ要件がおおむね同様の制度設計である後継事業を実施

検査の結果

1. 50事業主体の56事業で、事業場内最低賃金が、誤って、**一部の雇用形態の従業員**を**除くなどして算定**され適切に報告されず。このうち28事業主体の30事業（補助金交付額計2億9063万円）（注4）は、実際には**事業場内最低賃金要件が未達成**であり、原則として補助金の一部返還を求める必要があったが**達成状況の確認が不十分**
 ⇒　中央会において、賃金台帳で確認できない情報を確認できる**他の書類の提出を求めていない**　等
2. 75事業主体の77事業で、事業計画書における**基準年度の修正が行われず**。このうち事業場内最低賃金要件が未達成である9事業主体の9事業について適正な基準年度によると、6事業主体の6事業（同6555万円）（注4）で**付加価値額増加率免除条件への該当の有無**が中央会による判定と**異なり**、**補助金の返還に係る要否の判定**が**適切に行われず**
 （付加価値額増加率が1.5%以上となり原則として補助金の一部返還を求める必要があったものなど）
 ⇒　中央会において、**基準年度の修正の要否に係る確認**を**行うこととしていない**

（注4）1、2の純計：32事業主体の34事業（補助金交付額計**3億2740万円**）

要求する処置等

ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、

- ✓ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業化状況報告書に記載された**事業場内最低賃金**が適切なものとなっているか**十分な確認を行う体制を整備**すること（検査の結果1）
- ✓ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における**基準年度の修正の要否**について、**十分な確認を行う体制を整備**すること（検査の結果2）
- ✓ 中小企業庁において、これらの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して**指導及び助言**を行うこと　等

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

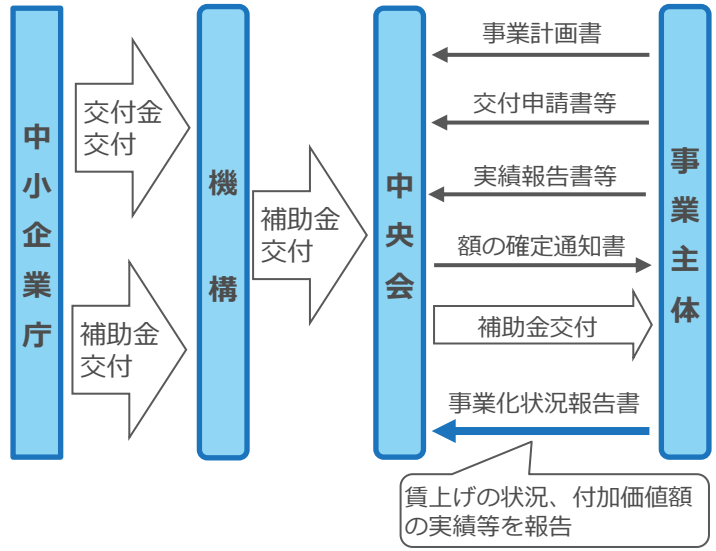
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月23日の公表文を参照

ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

事業等の概要

- （独）中小企業基盤整備機構は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発等に係る設備投資等を行う事業（ものづくり事業）を実施する**中小企業等**（事業主体）に対して、全国中小企業団体中央会（**中央会**）を通じて補助金を交付する**ものづくり補助事業**（注1）を実施　（注1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- 事業主体は、賃上げ要件としてものづくり事業完了後、3～5年の期間（事業計画期間）の毎年度の事業場内最低賃金（注2）を、地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（**事業場内最低賃金要件**）などを満たす必要あり
 （注2）事業場の範囲内の従業員に支払われる最も低い賃金。労働基準法、最低賃金法等における考え方に基づいて算定
- 中央会は、事業主体から提出された事業化状況・知的財産権等報告書（**事業化状況報告書**）、賃金台帳の写し等を確認し、毎年3月時点で上記要件が未達成の場合、原則として補助金の一部返還を求める
- 機構は、令和8年度から、賃上げ要件がおおむね同様の制度設計である後継事業（新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業）を実施



検査の結果１　事業場内最低賃金要件の達成状況の確認が不十分など

- 190事業主体が実施した220事業（補助金交付額計21億0246万円、事業化状況報告書614件）を検査したところ、50事業主体の56事業において、事業場内最低賃金が、誤って、**一部の雇用形態の従業員を除いて事業場内最低賃金の従業員を選定**する、**対象とならない手当を含める**などして**算定**され、適切に報告されず

中央会が実施した事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知以降の誤りが大部分を占め、周知が効果的でない

このうち

28事業主体の30事業（補助金交付額計2億9063万円、事業化状況報告書44件）は、実際には**事業場内最低賃金要件が未達成**であり、原則として補助金の一部返還を求める必要があったが、中央会における**達成状況の確認が不十分**

賃金台帳で確認できない情報（事業場の場所、月給制等の給与形態等）を確認できる他の書類の提出を求めていない

要求する処置等

ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、

- 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業化状況報告書に記載された**事業場内最低賃金**が適切なものとなっているか**十分な確認を行う体制を整備**すること
- 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場内最低賃金が適切に報告されるよう、**事業場内最低賃金の算定方法等**に係る**周知方法を見直す**こと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月23日の公表文を参照

ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

検査の結果２　**付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなど**

事業計画書における基準年度の修正	中央会による補助金の返還要否の判定
事業計画書作成時点：ものづくり事業の**完了予定日**に基づき基準年度を設定 額の確定時点：実際の完了日＝補助金の額の確定が行われた日（**額の確定日**）に基づき基準年度を設定 ➡ 完了予定日と実際の完了日（額の確定日）が事業主体の事業年度をまたぐ場合は、事業計画書における**基準年度を修正**	原則：事業化状況報告書等を確認し、毎年3月時点で事業場内最低賃金要件が未達成の場合、事業主体に補助金の一部返還を求める 例外：**基準年度**（注1）からの付加価値額増加率（注2）が1.5%に達しない場合（**付加価値額増加率免除条件**）等は返還を求めない （注1）ものづくり事業の完了日を含む事業年度の前事業年度 （注2）事業主体の事業全体の営業利益、人件費、減価償却費の合算額に係る年平均増加率

- 190事業主体が実施した220事業（補助金交付額計21億0246万円、事業化状況報告書614件）を検査したところ、75事業主体の77事業で、完了予定日と額の確定日が事業年度をまたいでいたのに、事業計画書における**基準年度の修正が行われていない**
- このうち、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成であるため付加価値額増加率により補助金の返還要否を判定していた9事業主体の9事業について、適正な基準年度で算定すると、
 - 6事業主体の6事業（補助金交付額計6555万円、事業化状況報告書8件）で**付加価値額増加率免除条件への該当の有無**が中央会による判定と**異なる**（付加価値額増加率が1.5%以上となり原則として補助金の一部返還を求める必要があったもの4事業主体の4事業、1.5%未満となりその必要がなかったもの2事業主体の2事業）
 - 事業計画書における**基準年度の修正が行われていない**ことにより、**補助金の返還要否の判定**が**適切に行われず**

事業計画書上の基準年度について、修正の要否に係る確認が可能であるのにもかかわらず、確認を行うこととしていない

検査の結果1及び2の純計：32事業主体の34事業（補助金交付額計**3億2740万円**）

要求する処置　ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における**基準年度の修正の要否**について、**十分な確認を行う体制を整備**すること

検査の結果1及び2を受けて表示する意見　中小企業庁において、これらの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して**指導及び助言**を行うこと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan